

【厚生年金基金】

減少事業所に係る一括拠出金の算定方法について

本日、厚生労働省から別紙の通り、周知がありましたので、ご連絡させていただきます。

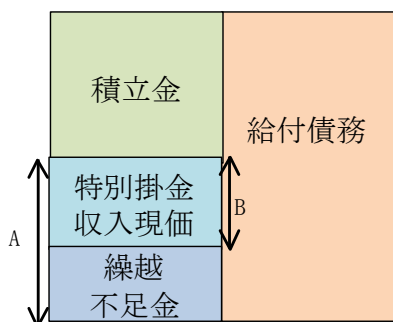
減少事業所に係る一括拠出金額の算定方法が厚生年金基金規則第32条の3の2を満たす内容となっていない規約が散見されるため、このような周知を行うとのことです。

別紙：設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額の算定方法についての相談事例

【別紙の概要】

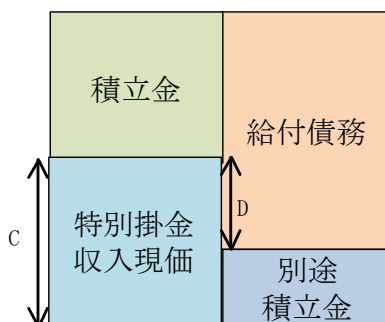
- 一括拠出金を「特別掛金収入現価＋繰越不足金」により算定することは可能だが、「特別掛金収入現価－別途積立金」により算定することは不可。

【繰越不足金がある場合】



Aを基に一括拠出金を算定することも
Bを基に一括拠出金を算定することも可。

【別途積立金がある場合】



Cを基に一括拠出金を算定することは可。
Dを基に一括拠出金を算定することは不可。

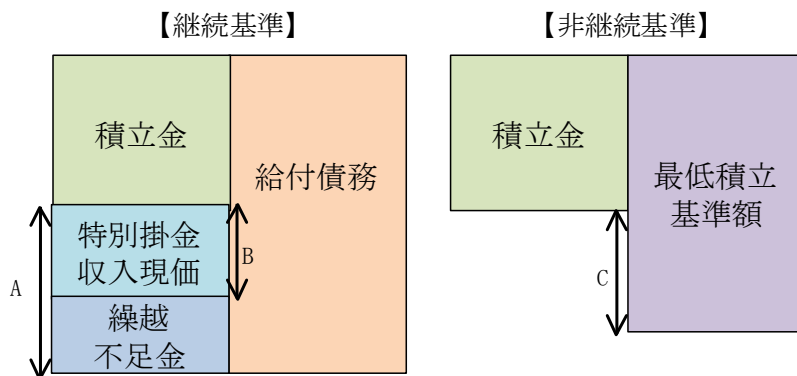
(次頁あり)



SUMITOMO TRUST

住友信託銀行

- ・ 継続基準を基とした額と非継続基準を基とした額の丈比べにより一括拠出金を算定する場合、丈比べの判定においては「特別掛金収入現価」と「最低積立基準額－積立金」を比較しなければならない。（「特別掛金収入現価＋繰越不足金」と「最低積立基準額－積立金」を比較することは不可。）



BとCで丈比べする。（AとCを丈比べすることは不可。）
 丈比べした結果、 $C < B$ である場合は、Aを基に一括拠出金を算定することは可

【規約変更に関して】

以下の通り、確認しております。

- ・ 当該個所について規約変更を行う場合は、相談事例の回答内容に沿って変更を行うこと。
- ・ 減少事業所に係る一括拠出金の算定方法が厚生年金基金規則第32条の3の2を満たす内容となっていない基金で、かつ、当該規定について規約変更を行う予定のない基金については、なるべく早期に規約変更を行うこと。

（規約変更を検討される基金様は弊社営業担当までご相談ください。）

以上